



鶴見支部だより

<http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>

No. 147 平成30年8月号

発行者
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会
鶴見支部
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央三丁目26番4号
(鶴見商工会館2階)
電話 045-503-0017
FAX 045-505-3411
発行責任者
支部長 神田知幸

全国労働衛生週間を迎えて

今年のスローガンは

「こころとからだの健康づくり
みんなで進める働き方改革」です。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第69回を迎える。

この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果してきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は700件台で推移しており、そのうち死亡または自殺(未遂を含む)の件数は200件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は56.6%(平成28年労働安全衛生調査(実態調査))にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は37.1%である。また、労働者の約3割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がないと感じている。

この他、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく一般健康診断における有所見率は5割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシ

ト(SDS)の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ60.0%、51.6%(平成28年労働安全衛生調査(実態調査)特別集計)にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030年頃にその解体等数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定))等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしている。また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして全国衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

働き方改革の推進

労働時間法制の見直しについて

鶴見労働基準監督署

働き方改革関連法案が本年6月29日に可決・成立し、7月6日に公布されました。

法案の可決・成立、公布により、「雇用対策法」、「労働基準法」、「労働時間等設定改善法」、「労働安全衛生法」、「じん肺法」、「パートタイム労働法」、「労働契約法」、「労働者派遣法」が改正されることとなりました。ここでは、「労働基準法」(次の(1)~(5))、「労働時間等設定改善法」(同(6))の改正内容について説明します。

(1) 時間外労働の上限規制が導入されます。

(大企業が2019年4月1日、中小企業が2020年4月1日から施行)

時間外労働の原則は月45時間かつ年360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも①年720時間（時間外労働のみ）、②休日労働を含み月100時間未満、③休日労働を含み2から6か月平均で80時間を限度に設定する必要があります。月45時間を超えることができるるのは、年間6か月までとなります。

自動車運転の業務については、5年後に上限時間を年960時間とします。建設業は5年後に上限規制を適用します。医師については5年後に適用となります。具体的な上限時間等については検討し、結論を得ることとしています。新技術・新商品等の研究開発業務については、医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を講じた上で、時間外労働の上限規制は適用しません。

(2) 年次有給休暇の確実な取得が必要となります。(2019年4月1日から施行)

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年次有給休暇が付与された日（基準日）から1年以内に、労働者ごとに毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。ただし、労働者から時季を指定して年次有給休暇を取得した日数及び計画年休の定めがある日数については、5日から控除できます。

(3) 中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金率を見直します。(猶予措置の廃止)

(2023年4月1日から施行)

月60時間以上の割増賃金の割増率は大企業50%以上、中小企業25%以上となっていましたが、中小企業の割増賃金率を大企業と同じ50%に引き上げます。

(4) フレックスタイム制を拡充します。

(2019年4月1日から施行)

フレックスタイム制の「精算期間」の上限を3ヶ月まで延長することができるようになります。

精算期間を1か月ごとに区分した各期間ごとに、1週当たり労働時間が50時間を超えた部分については、割増賃金の支払いが必要となることに注意してください。

精算期間が1か月を超えるフレックスタイム制の労使協定は、行政官庁に届ける必要があります。

(5)高度プロフェッショナル制度を新設します。
(2019年4月1日から施行)

高度の専門的知識を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務（金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務等）に従事する場合で、書面による本人の同意（同意の撤回も可能）、事業場の労使同数の委員会での4／5以上（労働者代表の過半数以上）の決議を必要とします。

対象は高所得者のみで、年収が「労働者の平均給与額の3倍」を、「相当程度上回る水準の労働者」（厚生労働省令で定める額以上）としています。

年間104以上、かつ、4週4日以上の休日確保を義務付け、それに加え、①から④のいずれかの措置を必要としています。①始業・終業時刻の間に労働省令で定める一定時間以上の休息期間を確保すること（インターバル規制）と深夜業（午後10時から翌日午前5時まで）の回数制限を行うこと。②1か月又は3か月あたりの「健康管理時間」を労働省令で定める時間を超えない範囲内で設定すること。③1年で1回以上の連續した2週間（労働者が希望した場合は、1年に2回以上の連續した1週間）の休日を与えること。（使用者が当該期間に法定の年次有給休暇を与えたときは、当該年次有給休暇を与えた日を除く。）④「健康管理時間」が一定時間を超えた場合又は本人の申し出があった場合、臨時の健康診断を実施すること。

(6)「勤務間インターバル制度」を普及促進します。（労働時間等設定改善法改正）
(2019年4月1日から施行)

「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組みです。前日の終業時刻と翌日の始業時刻との間に一定時間の休息の確保を図るよう努めるもの（努力義務）であり、働く人の十分な生活時間や睡眠時間を確保するものです。

*「労働省令で定める一定時間」、「一定時間」、「回数制限」等、具体的数字の記載をしていないものについては労働省令等で定められた段階でお知らせしていきます。





『太平洋製糖の取組み』

太平洋製糖株式会社
工場長 渡辺 善美

太平洋製糖(株)における、安全活動の取り組みをご紹介いたします。

当社は、2010年4月より労働安全衛生マネジメントシステムの運用を開始し、8年が経過しました。年1回行われる安全衛生システム監査では、各職場の安全衛生に対する活動と取り組みを評価し、不適合があれば是正処置を発行し、改善を行いPDCAサイクルの維持に努めています。当初、被監査部署の対応者は管理職が行っていましたが、ここ数年では若手の安全衛生委員を対応者として、安全衛生委員としての自覚と役割を認識させ、その活動により末端社員までの安全衛生管理の周知に貢献しています。

当社の無災害記録は2018年6月30日付で2,464日と継続中ですが、毎年、ケガや病気などが

発生しています。今後も安全衛生水準を向上させ、一層の減少を図っていくため、自主運用の労働安全衛生マネジメントシステムを活用し、無災害記録を更新していきたいと思います。

平成30年度 安全衛生基本方針

1. 安全衛生関係諸法令を遵守するとともに、必要な自主管理を設け管理レベルの向上を図る。
2. 労働安全衛生マネジメントシステムを活用し、継続的な安全水準の向上を目指す。
3. 安全衛生の重要性を広報などを通じて社員に周知し、意識の向上を図る。

第69回全国労働衛生週間 鶴見地区推進大会案内

日時：平成30年9月6日（木）午後1時30分～
場所：鶴見公会堂

スローガン「こころとかだらの健康づくり
みんなで進める働き方改革」

特別講演『からだと運動の関係』
～貯筋で日常生活を健やかに！～
実践女子大学 准教授 島崎 あかね 氏

経営首脳者労務安全衛生 セミナー開催案内

日時：平成30年10月30日（火）午後3時～

場所：ホテルリブマックス横浜鶴見

講演：神奈川労働局

特別講演：『働き方改革・生産性向上の本質にあるもの』
～仕事効率上げる風通しのよい組織づくり～
フリーエージェントインク株
代表取締役 三宅 哲之 氏

神奈川労務安全衛生大会案内

日時：平成30年10月17日（水）～19日（金）

場所：ヨコハマアリーナ・パシフィコ横浜

大さん橋ホール・はまぎんホール他

大会テーマ：安全・健康の決意新たにトップの率先
現場の改革

スペシャルトーク：『わが野球人生』

野球解説者・前横浜DeNAベイスターズ監督 中畑 清 氏

一事業実施予定表

全国労働衛生週間鶴見地区推進大会	9月 6日（木）
職長安全衛生教育	9月11、12日（火、水）
安全管理者選任時研修	10月 3日（水）
全国産業安全衛生大会 in 横浜	10月17日（水）～19日（金）
経営首脳者セミナー	10月30日（火）
衛生管理講習	11月 5日（月）
危険予知訓練教育	12月 5日（水）
職長安全衛生教育	12月11、12日（火、水）
粉じん作業特別教育	12月19日（水）
安全祈願・賀詞交歓会	1月10日（木）
労務管理講習	2月13日（水）

新規会員募集

鶴見支部では、鶴見区内にある事業場で、当協会に未加入の事業場に対して加入促進活動を行っています。
近隣で、またはお知り合いで未加入事業場がございましたら、事務局まで是非紹介下さい。
(事務局 TEL 503-0017 FAX 505-3411)
(ホームページ <http://www.roaneikyo.or.jp/shibu/tsurumi/index.html>)